

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
烏・神流川流域の減災に係る取組方針

令和元年 7 月 1 1 日

烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町、群馬県、埼玉県、
独立行政法人水資源機構、気象庁、関東地方整備局

1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

烏・神流川流域においては、この答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全安心を担う沿川の2市3町（高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町）、群馬県、埼玉県、独立行政法人水資源機構、気象庁、関東地方整備局で構成される「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成28年5月17日に設立し、減災のための目標を共有し、平成32（令和2）年度を目途にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

平成28年8月以降、相次いで発生した台風による豪雨災害で、中小河川においても甚大な被害が発生したことから、県管理区間の河川については別途協議会が設置されることになった。さらに、平成29年6月19日に施行された改正水防法において、大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことから、本協議会の対象河川を烏川、神流川、鎚川、碓氷川の直轄管理区間を対象（県管理区間は除くこととした）とした水防法第15条の9に基づく「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」へと改組した。

平成30年7月豪雨を受け、同年12月には「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、重要インフラの機能維持がうたわれるとともに、同月の「大規模広域豪雨を踏まえた水災害のあり方について」の答申により、水防災意識社会再構築を加速する方針が打ち出された。翌平成31年1月29日には「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計

画の改定」が打ち出され、当協議会の取組方針も新たな取組を加え、改定することとなった。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下、「構成機関」という。)は以下のとおりである。

構成機関	構成員
高崎市	市長
藤岡市	市長
玉村町	町長
神川町	町長
上里町	町長
群馬県	県土整備部 河川課長
〃	総務部 危機管理室長
埼玉県	県土整備部 河川砂防課長
〃	危機管理防災部 消防防災課長
独立行政法人水資源機構	下久保ダム管理所長
気象庁	前橋地方气象台 台長
関東地方整備局	高崎河川国道事務所長

3. 烏・神流川流域の概要と主な課題

■地形的特徴

烏・神流川流域は、以下の特徴を持っている。

- ① 氾濫域は、沖積平野に農地や戸建の低層宅地が散在する土地利用が主体となっている。また、上越新幹線・北陸新幹線等の交通インフラの発達により首都圏のベッドタウン化が進んでいる。
- ② 烏川をはじめとして各支川ともに河床勾配が急な河川であるため、出水時には水位上昇が早い。
- ③ 烏川の氾濫流は右岸の支川堤防(鎗川、神流川、利根川支川小山川)、左岸は利根川の堤防で貯留され、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる。

■過去の被害状況と河川改修の状況

過去の洪水被害としては、昭和10年9月の大雨により烏川の堤防が決壊し、高崎市において死者7名、流出家屋数10戸、床上浸水1,000戸以上、多くの橋が流出する被害が発生、また、昭和22年9月のカスリーン台風においても、烏川の堤防が決壊し、高崎市において死者2名、流出家屋21戸、床上浸水686戸の被害が発生した。

近年では、平成10年9月の台風5号及び平成12年9月の集中豪雨により高崎市寺尾、根小屋、下佐野地区で浸水被害が32haと45ha、両洪水でそれぞれ発生し、公共交通機関では上信電鉄が一時運休するなどの被害も発生した。また、平成19年9月の台風9号では鎗川流域で局所的な激しい豪雨となり、鎗川で氾濫危険水位を超え、鎗川下流部左岸の高崎市において浸水面積8haの被害が発生した。

烏・神流川の治水対策としては、昭和22年のカスリーン台風による被害を契機に、利根川改修改訂計画が策定され、昭和43年には神流川上流に下久保ダムが完成し、神流川から本川合流にかけて安全性が向上した。現在は、平成25年5月に策定された「利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画」

に基づき烏川上流築堤事業等の改修事業を進めている。

今般、平成28年8月に公表した、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域はこれまでの実績洪水より、更に浸水面積や浸水深が大きく浸水の継続時間も長くなることが想定されることから、その被害はより甚大なものになることが予想される。

■ 烏・神流川流域の社会経済等の状況

烏・神流川流域の想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域には上越・北陸新幹線、JR高崎線、関越・上信越自動車道、国道17号などの基幹交通網が発達している。首都圏への交通の利便性が向上したことにより、ベッドタウン化が進み、群馬県の中核市である高崎市の人口を含む約8万人[※]が居住するなど、人口、資産が集積している。

更に防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合には社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。

このような状況から、烏・神流川流域に暮らす人々の命を守る避難行動への対応や、社会経済への影響軽減、基幹交通、緊急輸送道路である国道17号における災害復旧に対する早期の道路機能の回復、防災拠点における機能の維持等の取組が発災時には急務となる。

※2010年国勢調査

■ 烏・神流川流域における主な課題

烏・神流川流域における主な課題は、以下のとおりである。

- ①-1 氾濫域の低平地には、緊急避難が可能な高層建物や高台が少ない。
- ①-2 昭和22年のカスリーン台風以降、堤防決壊を伴うような大規模な水害が起きていないため、新興住宅地をはじめ水害を経験していない住民が増えている。
- ② 急激な水位上昇に加え、発令基準水位の間隔も狭いため、刻々と河川水位等の状況が変化する。
- ③-1 想定し得る最大規模降雨による洪水が発生した場合、烏川と鏑川、神流川及び利根川支川小山川の合流点では、宅地エリアの浸水が3日間

程度継続する。

- ③-2 洪水浸水想定区域には、緊急輸送道路である国道17号やJR高崎線などの交通インフラ、防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合、社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。
- ③-3 烏・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。

これらの課題に対して、本協議会では、烏・神流川流域で発生し得る大規模水害に対し「逃げ遅れゼロ」や緊急排水等による「社会経済被害の最小化」を目標として定め、主に以下の取り組みを行うものとする。

- ハード対策として、洪水を安全に流すための対策（堤防整備）や危機管理型の対策（既設堤防の法尻補強、堤防天端保護）、円滑かつ迅速な避難に資する施設整備、堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進、水防資機材の配備、災害対策車両の配備等
- ソフト対策として、急激な水位上昇に対応するリアルタイム情報提供、避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上、広域避難計画の策定、想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップの策定・周知、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施、避難訓練・水防訓練の実施、集団避難誘導者の指定・育成、小中学校等における水災害教育の実施、効果的な水防活動体制の強化、緊急排水計画（案）の作成及び訓練実施等

概ね令和2年度までに各構成員が連携してこのような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4. 現状の取組状況

烏・神流川流域における減災対策について、各構成員による現状の確認にくわえ、住民へアンケート調査を行うことによりデータに基づいた分析を行い、取組状況・課題を把握しながら進めていく方針とする。

概要としては、別紙1のとおりである。

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して令和2年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

烏・神流川流域で発生し得る大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標として定め、令和2年度までに各構成員が連携して取り組み「水防災意識社会」の再構築を行う。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※逃げ遅れ・・・立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態。

※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態。

【目標達成に向けた3本柱】

また、上記目標達成に向け、以下の取組を実施。

- (1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組
- (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は別紙2のとおりである。

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

また、浸水想定区域内に居住する住民を主な対象として実施するアンケート調査に基づく分析結果について、水災害への意識の変化や認識・知識等の度合いを測る基礎資料にするとともに、取組の重要度、優先度を測る指標とし、併せて全国における他の取組の実態や技術開発の動向等も踏まえ、随時、取組方針を見直すこととする。

○取組状況の課題の抽出

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方气象台)	関東地方整備局	課題
(A)想定される浸水リスクの周知	・想定最大規模の洪水や計画規模の洪水、浸水継続時間などきめ細かな情報提供が可能になる一方、多くの住民はそれぞれの情報を十分に理解せず、正確な情報を周知することの難しさが懸念される。	・洪水浸水想定最大規模、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等が公示されたが、今後自主防災組織等を介し住民への周知をしたい。									【A-1】洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されておらず、浸水継続時間や家屋倒壊等氾濫想定区域などの情報を正確に理解し、避難行動に繋がれるか懸念される。
(B)洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミング	・洪水時の河川水位情報の提供について、リアルタイムで水位が分からないのでタイムラグが生じ、その分初動が遅れる懸念がある。					・避難判断の支援となるホットラインについて県減災協議会で検討する。				・急激な水位上昇時に適切なタイミングで適確な情報を伝達できるか懸念がある。	【B-1】急激な水位上昇時に適切なタイミングで適確な情報を伝達できるか懸念される。 【B-2】洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。 【B-3】ホットラインの情報伝達の受信人員配備など関係機関との情報共有の確実性に懸念される。
(C)避難勧告等の発令基準	・避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)を策定したが、その位置付けや内容を地域防災計画に反映させていない。 ・避難準備・高齢者等避難開始は要配慮者へ行動を促す情報という面もあるが、要配慮者の中にはベッドから動かすだけでも困難であり体調を崩してその後の生活に支障がある方がいたりする中で移動が困難な方々に対して避難勧告等よりも頻出する避難準備・高齢者等避難開始で避難行動を促しても、現実的には避難行動につながりにくい。		・タイムラインの位置付けや内容を地域防災計画に反映させていない。 ・避難対象地域が広範囲となる傾向がある。			・タイムラインの位置付けや内容を県地域防災計画に反映させていないことや洪水現象の同時多発時のタイムライン行動の確実な実施及び広域避難等の課題については、県減災対策協議会で検討し、対応していく。					【C-1】氾濫位置により、氾濫地域が広範囲になることを想定しておく必要がある。 【C-2】発令判断に迷うことが懸念される。
(D)避難場所、避難経路	・広範囲に浸水した場合、避難所が不足するおそれがある。 ・住民が自分のこととして水害をイメージし、避難についてどれだけ意識しているかが問題であり課題である。 ・新町地域のような地域全体が浸水してしまう地域については、近隣の藤岡市へ避難するとしても避難先の施設を十分確保できるか懸念される。	・避難経路については記載していない。 ・広範囲に浸水した場合、避難所が不足するおそれがある。 ・想定最大浸水域内に一部避難所があるため、今後検討が必要。	・広範囲に浸水した場合、避難所が不足するおそれがある。 ・避難場所の中には、浸水想定区域内の施設がある。 ・危険箇所の回避等、避難経路の検討が必要。								【D-1】住民が避難の必要性についてどれだけ理解しているかが課題である。 【D-2】広範囲な浸水による避難者数の増加や避難所の浸水等により、市内で避難所が不足するおそれがある。 【D-3】洪水ハザードマップに、避難経路に関する情報が不足している。 【D-4】危険箇所を考慮した避難経路の検討ができてない地域がある。 【D-5】広域避難として近隣自治体への避難を想定しているが、避難先の施設を十分確保できるかが課題である。

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方气象台)	関東地方整備局	課題
(E)住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線(スピーカー)、防災情報放送システム、スピーカー付公用車を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。 ・住民に事前の知識がないと水位情報のみを伝えても効果がない。洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、住民へ十分浸透しているとは言えない。 ・コミュニティFMに難聴地域がある(主に吉井地域)。 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報車を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。 ・情報掲載方法の周知が課題である。 ・コミュニティFMに難聴地域がある(町内2地域)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線(スピーカー)や広報車を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線(スピーカー)を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告発令時の関係機関の情報共有の方法について検討する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村へ水位情報をFAXしているが、県からは直接要配慮者施設等に伝達していない。 			<ul style="list-style-type: none"> 【E-1】大雨・暴風により防災行政無線や広報車の音声の聞き取りが困難となる懸念がある。 【E-2】災害情報について洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、住民へ十分浸透しておらず、水位情報のみを伝えても効果がない。 【E-3】コミュニティFMに難聴地域がある。
(F)避難誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に地域のリスクについて十分理解していただき、いざという時には行政からの指示が無くても動ける体制が必要。 ・要配慮者利用施設の管理者に対し、避難確保計画の作成を要請し、避難誘導體制を確保を依頼している。 										<ul style="list-style-type: none"> 【F-1】外国人の避難誘導體制が確保されていない地域がある。 【F-2】要配慮者の個別事情を踏まえた避難計画を策定していない。

②水防に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方气象台)	関東地方整備局	課題
(G)河川水位等に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・リアルタイムで水位が分かる訳ではないのでタイムラグが生じ、その分初動が遅れる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・利根川水系のダム操作情報等が得られていない。 								<ul style="list-style-type: none"> 【G-1】河川水位等の情報把握の遅れにより、防災対応の初動が遅れる事が懸念される。
(H)河川の巡視区間	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水中の巡視は、職員の安全確保に懸念がある。 										<ul style="list-style-type: none"> 【H-1】洪水中の巡視は、安全確保に懸念がある。
(I)水防活動の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に実施する機会が無いので課題が不明。水防活動の訓練、訓練を指導できる者が不足している。 ・新町支所について、最大で3.6mの浸水深が想定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織率は99%だが活動している組織が少ない。 ・災害拠点病院である「公立藤岡総合病院」が平成29年11月に移転し、想定最大の浸水想定区域内に位置することとなった。最大で0.9mの浸水深が想定されている。 			<ul style="list-style-type: none"> ・上里町役場庁舎について、最大で0.1mの浸水深が想定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団員数の減少と高齢化、サラリーマン団員の増加等により実働出勤者の減少。水防工法、水防技術の知識低下。 					<ul style="list-style-type: none"> 【I-1】水防団員数の減少と高齢化、サラリーマン団員の増加等により実働出勤者が減少し、また、水防工法、水防技術の知識低下が懸念される。 【I-2】市町庁舎や災害拠点病院において、自衛水防の体制に懸念がある。
(J)水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材の点検、補充を定期的実施していない。 ・大規模水害の際には水防資機材は不足する。特に救助用のボートが必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材の点検を実施しているが、補充が十分でない。 ・町内の南東地区の浸水が懸念されるが、ゴムボートが2台しかないため、対応が取れない。過去の水害時には、個人でも小舟を所有していた時代があった。 ・どの程度資機材を整備する必要があるか不明。 		<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材の点検、補充を定期的実施していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未使用資材の品質確保の継続、大規模災害時の資材確保に懸念がある。 ・水防資機材の点検、補充を定期的実施していない。 					<ul style="list-style-type: none"> 【J-1】大規模水害の際には水防資機材は不足する。特に救助用のボートが不足する地域がある。

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方气象台)	関東地方整備局	課題
(K)排水施設、排水資機材の操作・運用										<ul style="list-style-type: none"> ・烏・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。 ・既存の排水施設、排水システムも考慮しつつ、今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【K-1】烏・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。 【K-2】排水機場故障時のバックアップ体制に懸念がある。 【K-3】既存の排水施設、排水システムも考慮しつつ、今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。 【K-4】排水樋管の確実な運用体制を確保する必要がある。
(L)ダム等の危機管理型の運用								<ul style="list-style-type: none"> ・近年の大規模水害の発生等を踏まえ、下久保ダムの洪水に対して、下流被害を軽減するために、ダム容量の更なる有効活用を検討する必要がある。 			<ul style="list-style-type: none"> 【L-1】近年の大規模水害の発生等を踏まえ、下久保ダムの計画規模を超えるような洪水に対して、下流被害を軽減するために、ダム容量の更なる有効活用を検討する必要がある。

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方气象台)	関東地方整備局	課題
(M)堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容										<ul style="list-style-type: none"> ・堤防が整備されていない区間に対して、堤防整備を推進している。 ・堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間では、水害の発生に対するリスクが高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 【M-1】堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間では、水害の発生に対するリスクが高い。

○概ね5年で実施する取組①

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施機関								
						高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	(下久保ダム管理所) 水資源機構	(前橋地方気象台) 気象庁
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組						○：継続実施 ●：実施済 ○：実施中 □：実施予定								
■情報伝達、避難計画等に関する取組														
		⑪	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信	E-1 E-2 E-3 G-1	継続して実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		⑫	情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の整備、防災ラジオの配布	E-1 E-2 E-3 G-1	継続して実施	○		○	○	○				
		⑬	水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	E-1 E-2 G-1	継続して実施						○			○
		⑭	避難勧告の発令等に着眼したタイムライン（防災行動計画）の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上	B-1 B-3	平成29年度から 順次実施	○	○	○	○	○			○	○
		⑮	広域避難計画の策定	C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 D-5	継続して実施	○	○	□		○				
		⑯	緊急避難場所の確保	D-1 D-2	平成28年度から 順次実施	○								
		⑰	関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への伝達と報道機関等を通じて住民への周知	B-2 C-1	継続して実施								○	○
		⑱	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成。避難訓練の実施。	F-2	平成29年度から 順次実施	○	○	○	●	○	○			□
		⑲	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	I-2	平成30年度から 順次実施	○	○		○	○				

○概ね5年で実施する取組①

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施機関								
						高 崎 市	藤 岡 市	玉 村 町	神 川 町	上 里 町	群 馬 県	埼 玉 県	(下久保ダム管理 所) 水資源機構	(前橋地方気象台) 気象庁
		29	小中学校等における水災害教育の実施	A-1 B-2 D-1 E-2	継続して実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		30	住民等による防災知識の普及活動の推進	A-1 B-2 D-1 E-2	継続して実施	○	○	○	○	○	○	○	○	
		31	防災教育の促進 (要配慮者利用施設となった小・中学校に対する防災教育支援体制の構築 (防災教育支援メニューや天の川フェスティバルの活用など))	-	継続して実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		32	共助の仕組みの強化	-	継続して実施	○	○	○	○	○				○
		33	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	-	継続して実施	○	□	○	□	□				○

2) ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組 ○：継続実施 ●：実施済 ○：実施中 □：実施予定

■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

		34	自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	A-1 B-2 D-1 E-2 H-1	継続して実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		35	水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	H-1 I-1	継続して実施	○	○	○	○	○	○			
		36	水防団同士の連絡体制の確保	H-1 I-1	継続して実施	○	○	○	○	○				
		37	関係機関と連携した水防訓練の実施	I-1	継続して実施	○	○	○	○	○	□	○		○
		38	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	I-1	継続して実施				○					

○概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方気象台)		関東地方整備局				
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	
1) ハード対策の主な取組																											
■洪水を安全に流すための対策																											
	①		・優先的に実施する堤防整備(流下能力対策)	M-1																					・堤防が整備されていない区間の堤防整備	・令和35年度	
■危機管理型ハード対策																											
	②		・水害の発生に対するリスクが高い堤防の裏法尻補強、堤防天端保護	M-1																					・水害の発生に対するリスクが高い堤防の裏法尻補強、堤防天端保護	・平成29年度完了	
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																											
	③		・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための施設の整備	E-1 E-2 E-3 G-1												・水位局更新 ・危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの整備	・実施済み ・令和2年度	・水防情報システムの改修を実施。	・実施済み							・簡易水位計の設置 ・移設1箇所含む6箇所追加設置 ・簡易河川監視カメラ1箇所設置	・平成28年度実施済み ・平成30年度設置 ・令和元年度設置予定
	④		・堤防等の復旧を行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進	K-1																					・堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進 ・全体計画の再検討	・継続して実施 ・平成30年度	
	⑤		・水防資機材の配備	J-1 K-3	・水防倉庫を設置し(8箇所)、水防資機材の数量リストを作成済み ・水難救助資材等の整備	・継続して実施 ・令和2年度	・水防倉庫を設置し(消防署敷地内)、水防資機材の数量リストを作成済み ・水防資機材の点検、補充を必要に応じ実施。	・継続して実施	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	・継続して実施	・水防倉庫を設置し(2箇所)、水防資機材の数量リストを作成済み	・継続して実施	・水防倉庫を設置し(長浜、忍保)、水防資機材の数量リストを作成済み	・継続して実施	・水防倉庫を設置し(県管理水防倉庫は、高崎市、藤岡市に4箇所)、水防資機材の数量リストを作成済み	・継続して実施	・水防倉庫を設置し(埼玉県内17箇所)、水防資機材の数量リストを作成済み ・リスト更新、年度明けに関係者に配布	・継続して実施							・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み ・側帯の追加整備、資機材の移動等に合わせ台帳を更新	・継続して実施 ・平成30年度	
	⑥		・排水ポンプ車等災害対策車両の配備	K-2 K-3	・排水ポンプ車等災害対策車両の配備を平成20年度から継続	・継続して実施												・水防車の更新を予定	・継続して実施	・ポンプ搭載車両の配備(水機構・関東管内事業所ポンプ車2台等を使用可能)	・継続して実施					・災害対策車両・機器の定期的な保守点検 ・職員等への訓練・教育 ・樋管の操作及び点検を自治体に委託、操作点検を毎月実施 ・出動体制確保、日常管理、教育体制確保の実施	・継続して実施

○概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方气象台)		関東地方整備局					
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期		
		⑩	・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の整備、防災ラジオの配布	E-1 E-2 E-3 G-1	・ラジオ高崎は平成9年4月に開局、平成9年7月に「災害時における放送要請に関する覚書」を締結	・継続して実施			・平成28年4月1日付けて、FMたまむらと「災害時における放送に関する協定書」を締結	・継続して実施	・防災ラジオの配布を行っている	・継続して実施			・Lアラートを導入予定であり、導入によりテレビ・ラジオなどのメディアを通じ、住民への迅速な情報提供が可能	・実施済み(平成29年度)												
		⑪	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	E-1 E-2 G-1											・水位、雨量、河川監視カメラ画像等を公開(県水位雨量情報HP)	・群馬県水位雨量テレメータシステム改修に併せホームページリニューアル	・実施済み(平成30年度)	・埼玉県版川の防災情報サイトにて、雨量計・水位計の情報を公表している。	・継続して実施					・ライブ映像箇所拡大	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	・継続して実施	・「川の水位情報」提供開始	・平成29年途中～
		⑫	・避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上	B-1 B-3	・洪水予報の発表や水位情報(若泉、山名、岩鼻、高松)により避難勧告、氾濫発生又は氾濫発生の恐れが高まった場合に避難指示を発令。 ・地域防災計画(平成30年3月)に避難勧告等の発令基準を記載		・洪水予報の発表や水位情報(若泉、山名、岩鼻、鮎川)により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令 ・地域防災計画(平成28年2月)に避難勧告等の発令基準を記載		・洪水予報の発表や水位情報(岩鼻)により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令 ・地域防災計画(平成30年3月)に避難勧告等の発令基準を記載		・洪水予報の発表や水位情報(若泉)により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令 ・地域防災計画(平成26年2月)に避難勧告等の発令基準を記載		・洪水予報の発表や水位情報(若泉)により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令 ・地域防災計画(平成25年3月)に避難勧告等の発令基準を記載									・市町のタイムラインの精度向上に対する支援及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	・平成29年度から順次実施	・市町のタイムラインの精度向上に対する支援の実行性確認	・令和元年度から継続して実施	・平成28年度から継続して実施	・平成30年度から継続して実施	・令和元年度から継続して実施

○概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方气象台)		関東地方整備局	
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		⑬	・広域避難計画の策定	C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 D-5	・広域避難を想定(新町地域→藤岡市) ・洪水浸水想定区域が拡大したことを受け、緊急避難場所等も考慮した避難計画を作成する ・藤岡市と避難場所の相互利用について調整	・令和2年度	・高崎市と避難場所の相互利用について調整	・継続して実施	・平成31年度以降、近隣市と広域避難に関する協議を検討したい	・令和2年度														
		⑭	・緊急避難場所の確保	D-1 D-2	・民間等の高層建築物を一時避難場所として確保する取組を実施 ・協定により一時避難場所を確保。市内の民間マンション等52棟。	・継続して実施																		
		⑮	・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への伝達と報道機関等を通じて住民への周知	B-2 C-1																	・気象警報・注意報を発表 ・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への伝達と報道機関等を通じて住民への周知 ・合同演習	・継続して実施	・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への伝達と報道機関等を通じて住民への周知 ・合同演習	・継続して実施
		⑯	・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成。避難訓練の実施。	F-2	・平成29年度、平成30年度に、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設を対象に、「避難確保計画作成の説明会」を実施し、各施設に対し「避難確保計画」の提出を要請。 ・平成31年4月1日現在、全272施設のうち198施設(約73%)が提出済み。 ・避難訓練についても順次実施するよう指導。	・平成29年度から順次実施	・要配慮者の避難計画の検討 ・対象の要配慮者利用施設へ避難訓練の実施を推進。 ・4月1日現在、全19施設のうち10施設(約53%)が提出済み。	・平成30年度から順次実施	・平成30年度以降、要配慮者の避難に係る個別計画作成推進(平成30年)4施設/81施設 ・避難訓練の実施を推進(平成30年) ・平成31年4月1日現在、全81施設のうち4施設(約5%)が提出済み。 ・国・県の支援を受け、避難確保計画作成講習会を実施する予定。	・平成30年度	・平成30年度	・要配慮者(援護者)の避難計画の作成・避難訓練の実施の各施設への推進 ・提出済み施設数1 / 対象施設数1 ・避難訓練実施数1 / 対象施設数1	・平成29年度	・平成30年度以降、要配慮者利用施設の避難確保計画作成推進 ・平成31年4月1日現在、全63施設のうち3施設(約5%)が提出済み。	・平成30年度	・要配慮者利用施設Viewerの作成・配布 ・玉村町を対象に行う避難確保計画作成講習会を支援する予定 ・作成が進んでいない市町に働きかけ推進	・実施済み(平成29年度) ・令和元年度 ・令和2年度～						・玉村町を対象に避難確保計画作成講習会を支援する予定	・令和元年度

○概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方気象台)		関東地方整備局		
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容
		⑰	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	I-2	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)に避難に関連する情報を伝達 連絡網構築済み 情報伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)に避難に関連する情報を伝達 山間地の区長に衛星携帯電話を配布し、有事の際に交信。 地域防災計画の見直しに合わせ、新規対象施設を追加予定 情報伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 			<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)や市民ホール等に避難に関連する情報を伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)や市民ホール等に避難に関連する情報を防災無線により伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎内情報共有体制構築済み 継続して実施 											
		⑱	洪水時におけるホットライン	B-1 B-2 B-3	<ul style="list-style-type: none"> 連絡網の確認 訓練 ホットラインの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 出水期前に継続して実施 出水期前に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡網の確認 訓練 ホットラインの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 出水期前に継続して実施 出水期前に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡網の確認 訓練 ホットラインの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 出水期前に継続して実施 出水期前に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡網の確認 訓練 ホットラインの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 出水期前に継続して実施 出水期前に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡網の確認 訓練 ホットラインの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 出水期前に継続して実施 出水期前に実施 							<ul style="list-style-type: none"> 災害発生のおそれがある場合には、気象台(台長)から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡網の確認 具体内容(案)の作成 訓練 災害発生のおそれがある場合には、関東地方整備局(高崎河川国道事務所長)から関係市町長に対して情報伝達(ホットライン)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 出水期前に継続して実施 令和元年出水期まで 出水期前に実施 状況に応じて実施 	
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組																									
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																									
		⑲	想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A-1 C-1 D-1																				<ul style="list-style-type: none"> 市町が作成する洪水ハザードマップの作成支援 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表(WEB等) 地点別浸水シミュレーション検索システムへ公開 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年8月公表済み 平成29年10月公開済み

○概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方気象台)		関東地方整備局		
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容
		⑳	・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの策定・周知	A-1 C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 F-1	・避難場所、通行不能箇所、アンダーパス等危険箇所を、WEBや洪水ハザードマップで周知 ・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域を搭載したハザードマップを作成し、市内全戸に配付	・平成30年9月	・公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。 ・ハザードマップ(統合型防災マップ)の改正・周知	・令和元年5月	・公共施設等を避難場所として指定し、総合防災マップで周知している。 ・総合防災マップを策定。洪水浸水想定最大規模、家屋倒壊等氾濫想定区域等、住民へ周知。	・平成30年3月	・公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。 ・避難経路を洪水ハザードマップに掲載している。 ・見直し済み	・平成31年3月	・公共施設等を避難場所として指定し、避難方向と合わせてWEBや洪水ハザードマップで公表。 ・洪水・内水ハザードマップ作成 ・まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充に合わせて実施	・平成31年3月	・市が作成する洪水ハザードマップの作成支援	平成29年度～30年度									
		㉑	・「危険度を色分けした時系列」及び「警報級の可能性」の提供等、防災気象情報の改善 上記取組が完了したため、平成30年度より、以下へ名称変更し継続 ・気象庁で提供する防災気象情報活用に向けた普及・啓発	B-2 E-2																	・「警報級の可能性」、「危険度を色分けした時系列」(平成29年5月17日改善) ・メッシュ情報の充実化(「土砂災害警戒判定メッシュ情報」平成28年5月24日、「大雨警報(浸水害)の危険度分布」、「洪水警報の危険度分布」平成29年7月4日改善)	・平成29年度完了 ・取組項目の名称変更し、普及・啓発を継続して実施			
		㉒	・地域の自主的な避難につながる避難訓練等の防災訓練の実施	D-1 D-2	・安全な避難につながる訓練を実施すると共に水難救助等の水防訓練を実施	・継続して実施	・住民の避難誘導を促すため、自主防災組織を中心に住民の避難訓練を行い、また、出前講座により防災意識を高めている。 ・各自主防災組織による避難訓練等の実施	・継続して実施	・住民への出前講座実施、広報への防災関係特集記事掲載、自主防災組織で防災訓練実施。 →H31以降、DIG訓練・HUG訓練も予定。 ・町内各地区の自主防災組織訓練並びに毎年実施の地域防災訓練等で継続的に実施	・継続して実施	・町内各地区の自主防災組織訓練を継続的に実施	・継続して実施	・自主防災組織の訓練実施に向けて調整中	・令和2年度からの実施	住民の避難誘導を促すため、自主防災組織を対象に地域災害対応力養成支援(DIG・HUG訓練)を実施。	・継続して実施									

○概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方气象台)		関東地方整備局		
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容
		⑨	・水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	H-1 I-1	・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができています。 ・年度当初に、連絡体制のためメール等の配信訓練実施	・継続して実施	・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができています。 ・毎年最低1回メール等により実施	・継続して実施	・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができています。 ・年度当初に、連絡体制のためメール等の配信訓練実施	・継続して実施	・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができています。 ・年度当初に、連絡体制のためメール等の配信訓練実施	・継続して実施	・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができています。 ・年度当初に、連絡体制のためメール等の配信訓練実施	・継続して実施	・群馬県水防計画に基づく伝達システムによりFAXにて連絡。水位及び雨量については群馬県水位雨量情報HPにて公開。 ・群馬県水防計画作成に併せ連絡先の見直し(毎年年度当初)洪水伝達演習による伝達訓練(毎年出水期前)	・継続して実施	・洪水情報伝達システムを水防計画の中で設定し訓練している。 ・毎年、洪水対応演習を実施	・継続して実施							
		⑩	・水防団同士の連絡体制の確保	H-1 I-1	・各団内で連絡体制を確保	・継続して実施	・衛星携帯電話により対応	・継続して実施	・町防災行政無線を主に使用	・継続して実施	・防災行政無線(移動系デジタル無線)を使用	・継続して実施	・防災行政無線(移動系デジタル無線)を使用	・継続して実施											
		⑪	・関係機関と連携した水防訓練の実施	I-1	・水防計画を策定している。 ・市防災訓練に併せて実施	・隔年で継続実施。 次回は令和元年度実施予定。	・水防計画を策定している。 ・年1度水防工法訓練を行っている。 ・市防災訓練に併せて実施	・継続して実施	・水防計画を策定している。 ・各地区の防災訓練。	・継続して実施	・関係機関と連携して水防工法の普及や水防訓練の実施 ・神流川沿岸水害予防組合主催の水防訓練を年一回実施	・継続して実施	・坂東上流水害予防組合及び神流川沿岸水害予防組合主催の水防訓練を年一回実施	・継続して実施	・利根川水系連合総合演習(令和2年度予定、水防活動～救助まで) ・水防技術講習会(令和元年度予定1回/5年:開催県水防団、水防技術等)	・令和2年度	・利根川水系連合・総合水防演習や水防技術講習会を実施している水防管理団体主催の水防演習に参加	・令和元年度			・国、県、及び市町村が行う水防訓練へ参加	・継続して実施	・利根川水系連合・総合水防演習への参加 ・災害対策用機器操作講習開催 ・近隣市町、県の総合防災訓練参加	・継続して実施	・継続して実施
		⑫	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	I-1							・水防団の人数、年齢構成を把握 ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	・継続して実施													
2) ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組																									
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組																									
		⑬	・洪水浸水想定区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討等を行い、大規模水害を想定した排水作業準備計画(案)を作成	K-1 K-2 K-3																			・大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成 ・排水作業準備計画(案)として再作成	・平成29年度作成。 ・平成30年度年度原案作成	

○概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方气象台)		関東地方整備局			
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		④	・排水作業準備計画(案)に基づく排水実働訓練の実施	K-3	・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練に参加した。今後も引き続き参加していく。	・平成29年度から継続して実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練に参加した。今後も引き続き参加していく。	・平成29年度から継続して実施	・令和元年度から継続して実施			・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練に参加した。今後も引き続き参加していく。	・平成29年度から継続して実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練に参加した。今後も引き続き参加していく。	・平成29年度から継続して実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練に参加した。今後も引き続き参加していく。	・平成29年度から継続して実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練に参加した。今後も引き続き参加していく。	・平成29年度から継続して実施					・平成29年8月3日緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練を開催 ・継続して毎年度の開催を予定	・平成29年度実施 ・平成30年度は計画大幅見直しにより実施無し ・令和元年度以降継続実施予定	
		⑤	・ダムの容量を最大限活用する防災操作の検討	L-1															・防災操作開始時等の関係機関へ通知、サイレン吹鳴、警報車による巡視等 ・下流洪水被害軽減のため、事前放流を試行 ・平成29年度までに、ダム容量を最大限活用する方法等を検討し、平成30年度に要領を作成。					・平成28年度から平成30年度にかけて検討実施		